

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       |   | 所管課名 | くらし安全・消費生活課 | 整理番号 | 2-1 |
|-----------------------|---|------|-------------|------|-----|
| 処分の種類                 | 生活関連物資等の売渡しの指示  |      |             |      |     |
| 根拠法令条例等・条項            | 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第4条第1項   |      |             |      |     |
| 処分の概要                 | <p>知事は、買占め売惜しみが行われ又はそのおそれがあるときに政令で指定された物資について、生産・輸入・販売の事業を行う者が、買占め又は売惜しみにより当該物資を大量に保有していると認めるときは、その者に対し、期限・数量・売渡先を定めて、売渡しをすべきことを指示することができる。</p> |      |             |      |     |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | <p>未設定(政令による生活関連物資の指定が行われていないこと、命令時の需給状況、指定された物資の特性等から、一律に処分基準を定めることが適当でないため)</p>   |      |             |      |     |
| 基準の制定根拠               | —   |      |             |      |     |